

令和5年 (第2回定例会)

総務企画消防委員会 会議録

令和5年6月16日

総務企画消防委員会 会議録

○開会日時 令和5年6月16日(金)

開議 午前10時00分

閉議 午前12時09分

○開会場所 市議会 第1委員会室

○出席委員(9名)

委員長	森山義治君	副委員長	小野佳子君
委員	泉武弘君	委員	野口哲男君
委員	松川章三君	委員	吉富英三郎君
委員	阿部真一君	委員	森裕二君
委員	塩手悠太君		

○欠席委員(0名)

○委員外議員出席者(0名)

なし

○執行部出席者

総務部長	柏木正義君	企画戦略部長	安部政信君
市長公室長	山内弘美君	防災局長	白石修三君
消防長	浜崎仁孝君	総務部参事兼 債権管理課長	宇薄隆君
総務部次長	末田信也君	企画戦略部次長兼 財政課長	矢野義知君
消防本部次長兼 庶務課長	永路尚路君	職員課長	竹元徹君
市民税課長	佐保博士君	資産税課長	野田哲也君
政策企画課長	清末妙君	自治連携課長	溝部進一君
防災危機管理課長	中村幸次君	予防課長	此本康秀君
政策企画課参事	佐藤浩司君	消防本部庶務課 参事	後藤隆君

○議会事務局出席者

局長 河野伸久 課長補佐 岩男涼子
事務員 尾割春晃

○付託議案及び審査結果等

付 託 議 案		審査結果
議第46号	令和5年度別府市一般会計補正予算（第4号）関係部分	全員一致による 原案可決
議第48号	別府市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	全員一致による 原案可決
議第49号	別府市税条例の一部改正について	全員一致による 原案可決
議第50号	別府市税特別措置条例の一部改正について	全員一致による 原案可決
議第54号	別府市火災予防条例の一部改正について	全員一致による 原案可決
議第55号	市長専決処分について（令和5年度別府市一般会計補正予算第2号関係部分）	全員一致による 承認
議第56号	市長専決処分について（令和5年度別府市一般会計補正予算第3号関係部分）	全員一致による 承認
議第58号	市長専決処分について（別府市税条例の一部を改正する条例）	全員一致による 承認
議第59号	市長専決処分について（別府市都市計画税条例の一部を改正する条例）	全員一致による 承認

○会議録 別紙のとおり

以上のとおり、本顛末に相違ないことを証明し、ここに記名捺印する。

令和5年6月16日

総務企画消防委員会

委員長 森 山 義 治

総務企画消防委員会 会議概要

○開議：10時00分

○森山委員長

おはようございます。開会に先立ち、お知らせがございます。常任委員会の会議録につきましては、別府市議会ホームページにて公開されておりますので、議題外にわたる質疑、また個人のプライバシーなどに関する発言等には十分、ご留意してください。ただいまから、総務企画消防委員会を開会いたします。

当委員会に付託を受けました議案は、議第46号令和5年度別府市一般会計補正予算（第4号）関係部分ほか8件でございます。審査はお手元に配付している議案審査順序表の記載順により各課に説明を受け、質疑の後、採決いたします。

初めに、消防本部関係議案の審査を行います。議第46号令和5年度別府市一般会計補正予算（第4号）消防本部関係部分、議第54号別府市火災予防条例の一部改正について、以上2件を当局から一括して説明をお願いいたします。

○浜崎消防長

おはようございます。議案のご説明の前に、本日、来ております管理職からご挨拶をさせていただきたいと思っておりますので、許可のほうをお願いいたします。

○森山委員長

はい、どうぞ。

○浜崎消防長

私、消防長の浜崎仁孝と申します。平素より森山委員長はじめ委員の皆さま方には大変お世話になり、ありがとうございます。今後ともご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

○永路消防本部次長兼庶務課長

次長兼庶務課長の永路尚道です。よろしくお願い致します。

○此本消防本部予防課長

予防課課長の此本と申します。どうぞよろしくお願い致します。

○後藤消防本部庶務課参事

庶務課参事兼庶務係長の後藤と申します。私は、市役所からの執行部員です。事務員です。どうぞよろしくお願い致します。

○浜崎消防長

どうもありがとうございました。

それでは、消防本部関係の議案につきまして、庶務課長のほうから一括してご説明をさせていただきます。よろしくお願い致します。

○永路消防本部次長兼庶務課長

それでは、議第46号令和5年度別府市一般会計補正予算に係る消防本部関係部分及び議第54号の事件議案についてご説明を申し上げます。

まず、予算議案の歳出から説明させていただきます。予算書の29ページをお開きください。事業番号0523火災予防に要する経費でございます。一番上の段になります。火災予防啓発のための各種訓練のために使用する訓練用放射機具と訓練標的器を購入するための経費50万円を追加額と計上させていただいております。一般的に、水消火器標的と呼ばれているもので、消火訓練を行う際に使用しているところを見たことがあるかもしれませんが、経年劣化による不具合も多発するようになり、令和5年度のコミュニティ助成金の申請を行っていたところ、採択されたため、このたび追加して補正しようとするものでございます。

次に、歳入の説明をさせていただきます。12ページをお開きください。22款諸収入の補正でございます。説明欄には同じ名称のものが3つありますが、消防本部関係はこの3つ目のコミュニティ助成金の追加額50万円でございます。先ほど、歳出で説明申し上げました訓練用放射器具と訓練用標的器を購入するためのコミュニティ助成金が採択されたことに伴い、追加して補正をお願いするものでございます。

続きまして、事件議案に移らせていただきます。議第54号別府市火災予防条例の一部改正についてです。議案書の16ページをお開きください。これは、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部が改正され、火災予防上、必要な措置の見直しがされたことに伴い、改正するものでございます。

1つ目の別府市火災予防条例第11条の2関係の急速充電設備については、急速充電設備の充電対象を拡大し、現行の対象火器設備の規制では、全出力200キロワットを超える大出力の急速充電設備は、急速充電設備ではなく変電設備扱いとされており、設備内に担当者以外の者が出入りできないなどの障壁が存在しています。今後、大型電動車、電動バスや電動トラックなどの普及拡大を見据え、出力の上限を撤廃し大出力の急速充電器も急速充電設備扱いとなります。また、コネクター側であることを明確化し、コネクター側以外の急速充電設備は全て変電設備として取り扱われます。

2つ目の第23条関係の喫煙等については、健康増進法の一部改正に伴い、喫煙所に喫煙専用室である旨の標識を掲示することが義務づけられました。別府市火災予防条例においても、火災予防の観点から標識を掲示することを義務づけており、異なる法令で規制が重複しないよう、条例で求めている「喫煙所」、「禁煙」または「火気厳禁」と表示した標識と、併せて設ける図記号による標識を設ける場合にあっては、健康増進法に基づく国際標準化機構が定めたISO規格または日本産業規格のJIS規格に適合するものとなればならないものとし、別府市火災予防条例第23条関係の別表7で定めている図記号による標識を削除しようとするものでございます。

以上をもちまして、消防本部関係の説明を終わらせていただきます。何とぞご賛同のほどよろしくお願いいたします。

○森山委員長

これより質疑を行います。質疑のある方はご発言をお願いいたします。

○阿部委員

0523事業の火災予防に要する経費のコミュニティ助成金での50万円の予防備品ですけど、これは自治振興会や自治会が各種団体として申請しているもので、消防関係のところは

消防本署が備品を購入するのか。消防の関係する団体、団本部とか女性分団が申請をしたのかを教えてください。

○此本予防課長

お答えいたします。一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業の一環として地域防災組織助成事業として、別府市消防本部が事務局をしています女性防火クラブに訓練用資機材として整備するものです。地域への初期消火や火災予防啓発の向上を期待しております。

○阿部委員

女性防火クラブということを知りました。簡単に概要をどういった人で構成されていますか。

○此本予防課長

女性防火クラブにつきましては、昭和57年に設立し、ミニバレーボールなどの団体に所属している方を集めて、地域の防災に貢献していただくために別府市消防本部が事務局として女性防火クラブを立ち上げたものです。

○森山委員長

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

別に質疑もないようでございますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。初めに、議第46号令和5年度別府市一般会計補正予算(第4号)消防本部関係部分について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

ご異議なしと認めます。よって、議第46号消防本部関係部分については原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第54号別府市火災予防条例の一部改正について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

ご異議なしと認めます。よって議第54号については原案のとおり可決することに決定いたしました。以上で、消防本部関係議案の審査を終了いたします。休憩いたします。

(休憩) 10時10分

(再開) 10時11分

○森山委員長

再開いたします。

次に、職員課関係議案の審査を行います。議第48号別府市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、当局から説明を願います。

○柏木総務部長

総務部長の柏木と申します。どうぞよろしくお願いたします。本日は、5月15日人事異動により新体制になって初めての常任委員会でありますので、総務部の管理職職員の自己紹介をさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

○森山委員長
はい、どうぞ。

○柏木総務部長
改めまして総務部長の柏木と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○末田総務部次長
おはようございます。総務部次長の末田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○竹元職員課長
おはようございます。職員課長の竹元と申します。どうぞよろしくお願ひします。

○柏木総務部長
ありがとうございました。それでは、総務部から提出しております議案は議第48号、議第49号、議第50号、議第58号及び議第59号の5議案となっております。最初に、第48号議案につきまして、職員課長がご説明いたしますので、何とぞご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○竹元職員課長
それでは、職員課関係部分の事件議案について、ご説明いたします。座って説明させていただきます。議案書の1ページをお開きください。

議第48号別府市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、新型コロナウイルス感染症が新型インフルエンザ等感染症から5類の感染症に変更されたため、新型コロナウイルス感染症患者等の搬送等に係る職員の特殊勤務手当の特例を廃止することに伴い、条例を改正するものになります。説明は、以上になります。ご審議のほど、どうぞよろしくお願ひいたします。

○森山委員長
以上で、当局の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方はご発言をお願ひします。

(「なし」と発言する者あり。)

別に質疑がないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。議第48号別府市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

ご異議なしと認めます。よって、議第48号については原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、職員課関係議案の審査を終了いたします。休憩いたします。

(休憩) 10時15分

(再開) 10時16分

○森山委員長

再開いたします。

次に関連がありますので、市民税課及び資産税課関係議案の審査を一括して行います。議第49号別府市税条例の一部改正について、議第50号別府市特別措置条例の一部改正について、議第58号市長専決処分について（別府市税条例の一部を改正する条例）及び議第59号市長専決処分について（別府都市計画税条例の一部を改正する条例）、以上4件を当局から一括して説明をお願いします。

○柏木総務部長

続きまして、市民税課及び資産税課関係議案のご審議をお願いいたします。説明に入ります前に管理職の自己紹介をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○森山委員長

はいどうぞ。

○総務部長。

よろしく願いいたします。

○宇薄総務部参事兼債権管理課長

このたび総務部参事を拝命いたしました宇薄と申します。ご指導のほど、よろしくお願い申し上げます。

○佐保市民税課長

おはようございます。市民税課長の佐保でございます。市民税課長2年目となります。引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

○野田資産税課長

おはようございます。資産税課長の野田と申します。引き続き、よろしくお願いいたします。

○柏木総務部長

ありがとうございました。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、議第49号、議第50号、議第58号及び議第59号の4議案につきまして、市民税課、資産税課の順に関係議案につきまして、所属長がご説明いたします。何とぞご審議のほどよろしくお願いいたします。

○佐保市民税課長

それでは、本定例会に提案させていただいております議第49号及び第58号の市民税課関係部分につきまして一括してご説明いたします。

まず、議第49号でございます。議案書の右下の2ページをご覧ください。これは令和5年の税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、別府市税条例の一部を改正しようとするものであります。主な改正内容といたしましては、第34条の9第2項及び右下3ページの第38条から一番下の第47条の6第1項関係までの改正に関しましては、令和6年度から新たに課税される年額1,000円となります森林環境税が導入されること等に伴いまして、規定を整備しようとするものであります。この森林環境税は、個人住民税均等割と併せて徴収することから、その旨を納税通知書へ記載することや、現在、給与所得者や年金

所得者で特別徴収の方法により税額を徴収されている場合、この森林環境税を同様に特別徴収することができるようにするための改正案であります。

また、2ページに戻りまして、中段少し下の第36条の3の2関係になりますが、これは給与所得者の扶養親族等申告書について、前年に提出した申告書と異動がない場合に、記載の簡素化ができるようにしたものであります。

次に、軽自動車税に係るものとしていたしまして、右下4ページ目の第82条関係になります。地方税法施行規則の改正で出力が0.6キロワット以下であり、最高速度が20キロ以下等の要件に該当する電動キックボードが、特定小型原動機付自転車として定義され、この特定小型原動機付自転車については、現行の原動機付自転車と同様に軽自動車の税率は2,000円とされたところであります。

続きまして、同じく4ページの附則第15条の2、第16条の2関係は、同様に軽自動車税に係るものでありまして、皆さまのお記憶に新しいかと思いますが、令和4年3月以降に発覚しました一部自動車メーカーによるエンジンの燃費、排出ガスの不正試験を受けまして、不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして、納税不足額を徴収する際に加算する割合を、現行の10%から35%に引き上げようとするものであります。

続きまして、議第58号の専決処分に係るものでございますが、議案書の53ページからとなります。市民税課関係では、54ページの一番上でございます第46条、第48条、第50条、第98条と附則第8条、それに右下58ページから59ページにかけての附則第15条、附則第16条、附則第17条関係となります。

主な改正点を申し上げますと、まず、第46条から第98条までは、地方税法施行規則の様式の新設に伴う改正となります。例えば、法人市民税やたばこ税におきまして、督促分など税額が確定しているものにつきまして、通知書等にQRコードを印字し、納税者の納税の利便性が図られるようにしたものであります。

附則第8条関係は、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例がありまして、免税対象飼育牛の売却が昭和57年度から令和6年度まで個人住民税の所得割を課さないとする特例が講じられておりますが、これを令和9年度まで延長しようとしたものです。これらの改正は、令和5年4月1日から施行する必要がありましたことから、3月31日付けで専決処分をさせていただいたものになります。

以上が、市民税課関係部分の議案の説明となります。何とぞご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○野田資産税課長

資産税課長の野田でございます。よろしくお願いたします。それでは、議案について、座って説明させていただきます。

それでは、今定例会に提案させていただいております議第50号、議第58号及び議第59号の資産税課関係部分につきまして、一括してご説明いたします。

まず、議第50号でございます。議案書の6ページをお開きください。別府市税特別措置条例の一部を改正する条例について、でございます。これは今回、地域経済牽引事業の促進による成長発展の基盤強化に関する法律、いわゆる地域未来投資促進法ですが、この促進法の第26条の地方公共団体等が定める省令の一部が改正され、地域経済牽引事業のための施設の要件である設置期限が延長されたことに伴い、別府市税特別措置条例の第2条中、令和3年3月31日とあるのを、令和7年3月31日に起算して5年以内とあるものを令和7年3月31日に改正しようとするものです。

続きまして、議第58号の専決処分に係るものでございます。議案書53ページをご覧ください

さい。これは、令和5年度税制改正により地方税法の一部を改正する法律が令和5年3月31日に交付され、同年4月1日に施行されたことに伴い、別府市条例の固定資産関係部分を改正したものであります。その主な改正内容でございますが、議案54ページから56ページにあります附則10条の2及び第10条の3関係の長寿命化の大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減免措置に関するものであります。これはマンション管理適正化法に基づく管理計画認定を受ける等の一定の要件を満たすマンションについて、当該マンションの大規模修繕工事が令和5年4月1日から令和7年3月31日までに完了している場合、居住専用部分1戸当たり100平方メートルを上限として、固定資産税の3分の1を減額しようとするものです。このほか、地方税法の改正により条項の移動等に伴う所要の改正を行うものでございます。

最後に、議案書の61ページをお開きください。議第59号の市長専決処分について、でございます。これは、別府市都市計画税条例の地方税法の改正により、条項の移動等に伴う所要の改正を行うものでございます。議第58号、議第59号につきましては、令和5年4月1日から施行する必要がありましたので、専決処分させていただいたものになります。

以上、資産税課関係部分の議案についてご説明させていただきました。何とぞ、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○森山委員長

以上で、当局の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方はご発言をお願いします。

○阿部委員

議第49号の森林環境税についてですが、先ほど、均等割1,000円税負担ができるということで、これは市民にどのように啓発していくのか。やはり100円でも、増える分に関しては丁寧に説明する必要があり、その辺はどのような告知、周知をしていくのか。

○佐保市民税課長

これまで、東日本大震災復興増税に伴う、個人住民税均等割の引き上げというものがございました。同じように1,000円の税額ではありますけども、この東日本大震災復興増税が今年度で終了いたします。終了すると同時に、来年度から同じ税額の森林環境税が個人均等割と合わせて徴収させていただく形になるわけでございます。今回、議案として上げたのが、森林環境税という名目を納税通知書に記載するような条例改正ではありますけども、市報等でご案内していきたいというふうに考えております。

○森山委員長

ほかにご質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

別に、質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。議第49号別府市税条例の一部改正について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「意義なし」と発言する者あり。)

ご異議なしと認めます。よって、議第49号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第50号別府市特別措置条例の一部改正について、原案のとおり可決することにご

異議ありませんか。

（「意義なし」と発言する者あり。）

ご異議なしと認めます。よって議第50号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第58号市長の専決処分について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「意義なし」と発言する者あり。）

ご異議なしと認めます。よって議第58号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

最後に、議第59号市長の専決処分について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「意義なし」と発言する者あり。）

ご異議なしと認めます。よって、議第59号については原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上で、市民税課及び資産税課関係議案の審査を終了いたします。休憩いたします。

（休憩） 10時31分

（再開） 10時32分

○森山委員長

再開いたします。

次に、政策企画課関係議案の審査を行います。議第46号別府市一般会計補正予算（第4号）政策企画課関係部分及び議第56号市長専決処分について（令和5年度別途市一般会計補正予算第3号）政策企画関係部分について、当局から一括して説明を願います。

○安部企画戦略部長

おはようございます。説明に先立ちまして、企画戦略部管理職が代わりましたので、ご紹介をさせていただきますと思います。

まず、政策企画課の清末でございます。

○清末政策企画課長

清末です。よろしくお願いいたします。

○安部企画戦略部長

政策企画課参事の佐藤です。

○佐藤政策企画課参事

佐藤です。よろしくお願いいたします。

○安部企画戦略部長

今後ともよろしくお願いいたします。では、着座で説明させていただきます。企画戦略部が提出しました議案について、説明させていただきます。

企画戦略部におきましては、議第46号令和5年度別府市一般会計補正予算（第4号）関係部分及び議第56号市長専決処分についての2議案を提案させていただいております。最初に、

政策企画課、議第46号及び第56号の関係部分について説明をさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○佐藤政策企画課参事

佐藤と申します。よろしくお願ひします。では説明させていただきます。政策企画課関係2議案について、説明させていただきます。

まず初めに、議第46号令和5年度別府市一般会計補正予算(第4号)政策企画課関係部分について説明いたします。補正予算書の9ページをご覧ください。

歳入についてであります。一番上のデジタル田園都市国家構想交付金の追加額として5,875万7,000円を計上しております。その内訳といたしまして、デジタル実装タイプとして3,226万2,000円、地方創生推進タイプとして2,649万5,000円となります。

続きまして、地域就職氷河期世代支援加速化交付金として400万円は、就職氷河期世代の就労や社会参加の推進を支援するため、一般旅客自動車運送事業者の運転手として就職した就職氷河期世代の移住者が、大型または普通自動車の二種免許の取得に必要な経費を助成するために、計上しているものです。

続きまして、10ページをご覧ください。ページ上段の地域活力づくり総合補助金の322万6,000円は、地域に活力をもたらす取り組みを応援する制度として、ナイトバスを運行する交通体系整備推進に要する経費の助成金として計上するものです。その下の移住支援事業補助金1,650万円の追加額は、別府市のまち・ひと・しごとの総合戦略に基づき、公共事業者に正社員として就職される移住者に対する移住支援金として計上しております。

次に、支出を説明いたします。補正予算書の14ページをお開きください。事業コード1297移住定住促進に要する経費の追加額として、2,261万6,000円は、県外から移住される方を対象に、移住の促進並びに就職氷河期世代の就労や社会参加の推進を支援し、公共交通事業者の運転手不足の解消を図る目的で計上するものです。

続きまして、その下の事業コード0150交通体系整備促進に要する経費の追加額1,968万円については、夜間での繁華街におけるタクシー不足による移動手段の確保に加え、市民や観光客の利便性と消費拡大による経済波及効果の向上のため、無料によるナイトバスの運行に係る経費として委託料968万円、そして、先ほど、歳入でも説明いたしました県外からの移住者を対象とした一般旅客自動車運送事業者における人材の育成及び確保を目的として、運転免許の取得に必要な経費を助成する1,000万円を計上しているものです。

以上、議第46号一般会計補正予算(第4号)についての説明を終わります。

続きまして、議第56号市長専決処分について、令和5年度一般会計補正予算(第3号)についてご説明させていただきます。議案書の35ページをご覧ください。

事業1425燃料価格高騰対策に要する経費1,433万9,000円につきましては、コロナ禍による影響に加え、燃料費高騰により厳しい経営状況にある地域公共交通事業者の事業継続を支援するため、別府市内に本社・営業所・事業所等を有するバス事業者・タクシー事業者の運行に必要な経費を助成するためのものです。

以上、議第56号市長専決処分について(令和5年度一般会計補正予算第3号)についての説明を終わります。何とぞ慎重なご審議をよろしくお願ひいたします。

○森山委員長

以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方はご発言を願ひます。

○野口委員

この就職氷河期というのは今、平均何歳くらいの方ですか。

○佐藤政策企画課参事

就職氷河期につきましては、内閣府ともこの話につきましては確認しているのですが、就職氷河期が昭和45年4月2日から昭和63年4月1日生まれ、今年でいいますと53歳から38歳までというような形になります。

○野口委員

別府市に何人いるかは把握していますか。

○佐藤政策企画課参事

把握はしておりません。

○森山委員長

よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。どうぞ。

○泉委員

この移住の区域割りの問題ですよ。県外とした理由ですね。いわゆる運転手不足に対応できる特殊運転、第2種運転免許取得者を確保しようと。地域を分類してみると、僅かその先に日出町がありますね。日出町から移住者では対象にならないですよ。大都市圏だけというのは、どういうふうに理解すればいいの。

○安部企画戦略部長

大都市圏ではなくて、県外という今、制度にしようとしております。それというのが、やはりある程度、金額的に魅力的な制度にしないといけないということで、国庫補助が国と県の補助が使えると。そういうことで県外ということで制度を設計させていただいております。

○泉委員

それではいわゆる大分県内の市町村ですね、これは対象外ということですか。

○安部企画戦略部長

大分県内は対象外でございます。

○泉委員

それは求人の可能性がないという判断でそのようにしたのですか。

○安部企画戦略部長

昨日の答弁でも少し説明させていただきましたが、事業者とお話しする中で、やはり今の状況では厳しいということで、事業者も今、東京・大阪とかの就職セミナーとか、かなり広範囲に伸ばしておるような状況でして、県内では厳しいというふうな状況です。ですので、県外に伸ばして、なおかつある程度金額の大きな制度、それでインセンティブを働かせてという、こちらのほうに求人を求めようということでございます。

○泉委員

有効求人倍率が増えましたね。あれを見ると、全国的に運転業務の有効求人倍率というのは全職種の2倍以上です。これは全国的な傾向ですよ。それで、そういう有効求人倍率から見た面と今の部長の答弁というのは乖離があるじゃないでしょうか。

○安部企画戦略部長

東京圏とかそういったところが、データ数が多いということで、事業者のほうもそういったような認識をお持ちでして、それでこういう制度設計させていただきました。

○泉委員

そうですね、絶対数は多いかもしれないけど、やっている事業数も多いわけでしょう。全体的に事業所数、事業者、事業に従事する人を求める求人倍率も多いわけでしょう。むしろ、僕は昨日、議会でも指摘をしましたが、運転手業務というものに特定をして、早期に改善を図らなければいけないというのであれば、3年前のコロナによって退職を余儀なくされた人たちを再雇用のいわゆるその奨励金等を出すほうが、僕は実効性が上がるのではないかと思います、そこはどうですか。

○安部企画戦略部長

確かにあらゆる手段を取らないといけないというふうに認識しております。事業者のほうも、そういった、昨日少し触れさせていただきましたが、奨励金制度を設けているところもあります。しかしながら、そういった制度がありながらも、なかなか求人が集まらないというふうなことです。やはり需要も多いというのはご指摘のとおりでございます。ですので、市としましては、手厚い奨励金、お子さん1人100万円の加算とかそういったものも用意して、競争という形になると思いますが、そういったことで別府市のほうに全国ネットで求人を持ってきたいというふうに考えております。

○泉委員

県外ということで限定をしたことに対しては非常に理解しにくい。これは率直に申し上げておきます。理解しにくいですね。ただ、運転不足に対応するための予算ですから、これに反対する意味はありませんけども、やはり広範囲で運転手を雇用できるという施策のほうが好ましいかなという気がします。そこでもう1つナイトバスの問題です。部長、昨日、時間が限られていたから言わなかったけど、3ルートで仮に帰ったとするでしょ。その3ルートから自分の家までかなりの距離を歩かなきゃいけないという人たちのことはどういうふうな配慮をしたのですか。

○安部企画戦略部長

やはりこのナイトバスの利用をしていただく方は、停留所から歩いて帰れるという方が限定となると思います。それで、そういった方がタクシーからバスに行くことによって、タクシーでしか帰れない方、そういった方がタクシーを使えるというふうなことで、供給を増やすことによってある程度、需要を満たすという目的があります。

○泉委員

ちょっとおかしいじゃないの。税の使用の公平性とか効率性から考えて、バスで利用できる人は安心してください。バスのルートから遠い人たちは、タクシーで帰宅してくださいと。タ

クシーでと言うのだったら、別にルートをつくる必要もなにもない。ナイトバスをやる必要もない。最初からタクシーにすればいいんじゃないですか。

○安部企画戦略部長

ナイトバスのそもそものやるという目的は、やはりタクシーがないということが、現状があります。それから始まっておりますので、やはりドアツードアでご自宅まで帰るのが1番いいと思いますが、タクシーがないということでナイトバスを運行しておりますので。

○泉委員

そうでしょ。だから、3ルートでナイトバスを走らすということでしょ。その前提は、タクシーが取れないということですよ。そしたらルート以外の人は帰る手段がないということになりますよ。

○安部企画戦略部長

そういう方はですね、タクシー不足をナイトバスである程度解消して、タクシーでしか帰れない方はタクシーで帰っていただくというふうなことで、タクシー不足の緩和には役立つのではないかと考えています。緩和し、タクシーを利用しやすいような環境をつくるというのがナイトバスの目的となります。

○泉委員

再度、提案しておきますけど、同じ方法の乗り合いタクシーですね。これは非常にいいなと思いました。昨日も提案しましたが、乗り合いタクシー制度というものも断続的に検討すべきじゃないかなと。何も3ルートだけじゃなくて、やはり路線バスの至近距離にある人、路線バスからかなり外れた人の対応というのは断続的に対応すべきだということを指摘しておきます。

○森委員

移住の件ですけど、今、タクシーの現状としては大体、平均で60代これからかなり進んでいくと思います。私も今回、この件であちこちの業者に聞き取りをしていますけど、確かに今、県内でやっても全然人は来ないと。外にまで目を向けていますというところは確かにありますが、実際それで来たからといってすぐに使える人材ではないわけですよ。当然、地理も分からない、地名も分からないという中で、そこはまず不足しているんで、できるだけ教育してこうというようなことではあるようですけど、平均年齢がそうやって高いところで、何で高いかと思ったら、タクシー動けないからという、若者の気持ちがあるわけですよ。今回の移住目的というのがあるのに、年代を限定しているのは、何でターゲットを絞ったのか。ちょっと教えていただきたいです。

○佐藤政策企画課参事

お答えいたします。今回、この年代に絞ったかというところでありますが、今回のこの制度設計自体は、大分県の補助メニューがベースになっていまして、その拡充というような捉え方をさせていただきたいです。その中で、今回、年齢を絞った理由が、結局、バス事業者様にしてもタクシー事業者様にしても、やはり高齢化というところが1つ問題あるというところは我々も認識しております。そこをやはり解決するためには、移住されて数年後には辞められるという環境よりは、移住されてそのバス事業者さん、タクシー事業者さんに長く別府で働かれ

て、その方が別府で活躍される世界のほうがより望ましいのではないかということで、少し年齢を若い世代のほうに引き下げて、なるべく長い間そのバス事業者、タクシー事業者のドライバー不足を解消できる期間を長く取っていきたいというのがあります。今回、補助金をもらいながらこの制度をさせていただくという考え方でございます。

○森委員

では、補助金の中に年齢の縛りがあるということですか。

○佐藤政策企画課参事

今回の内閣府からいただく補助金は、その年齢の制限がしっかり入っています。

○森委員

2種免許の取得の分に関してですが、ここも当初年齢制限の縛りがあったというふうに、聞き取りで聞いています。これが今、なくなったということで、これは本当ですか。

○佐藤政策企画課参事

その件につきましては、委員のおっしゃるとおり、無くなりましたが、バス事業者やタクシー事業者と関係の事業者とお話をする中で、やはりその年齢制限をされるとこの免許を取りにくい部分があるので、その部分を何とかしていただけないかというご相談があったので、今回、実は免許の部分については二段組みしておりまして、就職氷河期の方が取る補助金の額と、じゃない方が取る補助金の額というのは若干、違っております。なので、受皿としては誰でも来ていいというような形で、このドライバー免許のほうは設計させていただいております。

○森委員

ということは、これは当然、県内の方もそうですし、高齢者の方でも対象だということですか。

○佐藤政策企画課参事

この免許につきましては、県外の方が対象になっております。移住とセットに考えておりますので、一応、県外が対象ではありますけれども、年齢のほうは幅広いと。

○森委員

県外ですね。県内は駄目ですね。

○森山委員長

いいですか。

○塩手委員

移住定住のところで、移住というところの100万円とか単身者で50万円とか子ども1人つき加算するというのは非常に、窓口というか呼び込みとしてはいいと思いますが、定住というところで100万円とか支給するタイミングというのは、どのタイミングとするのか。申請をしに行くタイミングでもらえるのか。それとも、何か月以上働いてから支給されると、そういったのは設けていますか。

○佐藤政策企画課参事

お答えいたします。今回のその定住というところですけども、一応今回、支給してから5年間は返還義務があります。なので、5年間はいていただくという大分県の補助メニューがそもそもそういう設計です。なるべく長い間、別府市で働いていただきたいというところもあります。定期的な確認とかそういうことを続けながら、移住のほう、何とかうまく進めていきたいなと思っております。申請につきましては、まず、別府市に移住をしてから3か月後に申請していただきます。審査をして、交付決定となりましたら、支給というような形になります。

○塩手委員

3か月はまずしっかり定住をしてもらって、就職してもらって、3か月後に例えば、仮に申請してから1か月後に出ましたでも、これは一応もらえますか。その100万円は。

○佐藤政策企画課参事

もらえることはもらえますけども、先ほど言いました返還義務がありますので。

○塩手委員

ああ、5年間はと。

○佐藤政策企画課参事

全額返還していただきます。

○森山委員長

他に、はいどうぞ。

○阿部委員

0150の交通体系のナイトバスで、1個だけこの制度をつくる時に利用者の想定というのは、時間から見て恐らく、自分の意思で北浜というか繁華街に出かけて、その帰りのタクシーがないということが想定できますが、この利用される方の受益者負担ができないというのは議案質疑で分かりました。受益者の利用者の方に、いくらかの利用負担をし得る政策の設計の検討はどのようにしたのか。

○安部企画戦略部長

ご指摘のとおり最初は路線バスの延長を考えておりました。それも1つ視野に入れていましたが、なかなか路線バスの事業者のほうで運転手のシフトが組めないということでできないということで、あと有料の場合につきましては、新たに有料で運送するとなりますと、道路運送法に基づいた事業計画や運行計画を定めて、それで国土交通大臣の認可を受けるということ、許可を受ける必要があります。そうなりますと、運行までに6か月以上かかるということになります。ですので、今、迅速に対応しないとイケない状況の中で課題に対応できないなということで、断念した経緯があります。もう1つは、先ほど言いましたように、一般旅客、亀の井さんとか大分交通さんとか路線バスを運行している会社のほうも打診したのですが、難しいと。検討の段階で、その2つがありまして、今回、無償、無料ということで運行させていただきたいということで計画を上げております。

○阿部委員

先ほど、当初申請で6か月かかるということですが、貸しバス業者というのがありますよね。今回、委託を想定しているところについては、そこが6か月間かけて申請をすれば、利用者からはいくらかの負担を強いることができるという解釈でいいですか。

○安部企画戦略部長

最終的にはその許可が得られ、料金の認可もありますが、それも同時に併せてという形になります。それであれば有料の運行はできますが、もう1つ地域公共交通の活性化協議会というところがあります。ここが事業者や市が加わって構成している協議会になりますが、そちらのほうで了解をいただくというのが、許可の前提になっておりますので、なかなか有料で走らせるのは事業者のほうの了解が得られるかという、そこもちょっとまた課題になるところでございます。

○阿部委員

運行し出したら恐らく、利用される方はお酒を飲みに行って、1次会、2次会の過程でこの時間帯になって帰ると。個人的に言うと、自己都合でお金を払うべきというふうには、思いますが、そういったときに、やはり通常時のこの時間帯でも交通難民というのは、例えば、障がいを持たれた方や高齢者の方、お子さんの方もいらっしゃるし、必ずそういった声というのは、恐らく事業過程の中で出てくると思うので、そこはやはりしっかり説明を市民に対して、利用される方は無料で帰れるのはいいと思いますが、まずこの制度ができたときにどこの声を抽出したのか。夜の方がバス、タクシーがないというのはよく聞きます。お酒を飲まないで、宴会が終わった後に家に帰った後、迎えに来れるかというのが何回もあります。どこの声を聞いてこの制度をつくったかというのが、しっかり担当課から説明ができないといけないと。例えば、旅館組合とか飲食業協会とか、そこが見えないまま制度設計して、市民にお示しすると、やはり利用者の負担のところが不公平さで、不満が出るのではないかなと思いますが、その辺は。

○安部企画戦略部長

もともとは、市民の方が市のほうに寄せられたご指摘ですね。そういったことがきっかけです。実際にその声を聞いて現地調査をしました。4週にわたり駅周辺ですね、西口、東口と別府駅前通りと、そういったところを夜10時から1時まで、1か月調査しました。やはり、タクシーが本当になような状況で、西口は11時半を過ぎると、もうお客さんが20人も待機しているという状態でした。そういった現状を踏まえて。

○阿部委員

さっき調査した市民の声から声というのは、恐らくいろいろな状況の方、多分、今回のコロナで人が動き出して、以降も多分、恐らく交通手段がないという声は聞かれていると思います。そのときは調査をしているような雰囲気はなかったのですが、今回、先ほど部長が言った調査をしたというのは、議会にこういう調査をして、データの下、この制度をするというのは提示できますか。

○安部企画戦略部長

具体的には、5月の5類移行以降、5月13日から調査して、それから毎週6月3日まで金・土の夜の時間で調査しております。タクシーの台数、人の流れ、駅前通り西口を調査して、そ

の結果、この事業に踏み切ったというか、計画したというところになります。

○阿部委員

調査したというのは、口頭でこういったデータで資料が出せるかは分かりませんが、先ほどやはり言ったように、日頃からの声というのが恐らくあると思います。このコロナじゃなくとも。そういったときの声のときに、行政が制度をつくるときの反応と今回の5類になって人が動き出してからのさっきの5月13日から6月3日までの調査というのは、スピーディーに動いてくれる、速さのある市役所だとは思いますが。その前のときは、そういうふうな感じはあんまり感じなかったもので、その部分というのはやはり利用される方はいいとは思いますが、利用されない方のほうが恐らく多いし、また無料というのがこれは問題がある。人間の感覚としてですね、いかがなものかと。公共施設でいうと、いろいろな受益者負担というのは体育施設でもどこの現場でも発生していますし、そこというのはしっかりやはり説明できるようにしてもらわないと。ナイトバスを運行するのはいいですが、やはり無料というところがどうしても引っかけます。

○森委員

ナイトバスに関して、今言っているとおり無料であるということが本当に1番のネックだと思えます。無料であること。もう簡単に言うと、民業圧迫になります。タクシーに乗らないと帰れないと思うのが、乗らなくても帰れる。ということは、タクシーが動かないということになるので。そのところのすき間を埋めるためのバスだということであれば、当然、お金を払って乗るというのが当たり前のことだと思います。実際、大分のほうでも、大分バスが期間限定ですけど、倍の料金を取るからということで、深夜まで出すというような施策もしているというふうに聞いています。今回、恐らくいろいろな業者に事前に相談をして、無料ではない方法を最初考えていたと思いますが、結局、乗合バスに断られて、タクシーにも断られて、貸し切りバスにするしかなかったから無料にせざるを得なかったというのが現状ではないかというふうに思いますが、私が聞き取った限り、最初に業者と集めて話し合いをしてくれなかったのかという声をよく聞きます。というのも、乗合バスがなぜ駄目だったのかというと、25時までだったから。日をまたいでいるからという理由を聞きました。24時だったら可能だった可能性があるわけです。そういった調整とか、されましたか。

○安部企画戦略部長

まず、有料を最初に検討しました。その過程で、バス事業者、そしてタクシーはタクシー協会にこの事業を、有料を前提でお話をさせていただきましたが、なかなか運転手不足でそれが難しいということでした。最初に考えたのが、路線バスの延長というのがやはり1番いいかなということで考えましたが、難しいと。そういったことで、無償というふうなことで、そちらのほうの方向性になりましたが、民業圧迫というのもやはり念頭にありました。ですので、各事業者さんとお話をする中で、例えば、バスであれば、バスの最終時刻から30分空けるとか、そういうことで事業者さんに了解をいただいでですね、タクシー協会さんのほうにも説明に向きまして、このバスについての説明をさせていただきまして、タクシーの不足から来ているというところ、市民の足が今、確保できてないということ、そういったことを説明しましてご理解いただき、それで事業化に至ったと。

○森委員

理解をいただいているという話でしたけど、私が聞いている限りでは、納得いってない事業

者もかなり多いというふうに認識しています。結局ですね、さっきも言った事前にこれを計画する前に話し合いがあれば、それぞれ譲歩できていたというふうな意見が本当に多いので、もし、今後こういったことを計画するときには、市がもうこれということで決めていくわけではなくて、もっと柔軟な対応というのをできるような形で、何だったらできますかというのをしっかりと向こうの意見を聞くという場所も必要だというふうに思います。さっき、タクシーは駄目だと言っていましたけど、タクシー業者、ある業者に聞くと、補助を出してくれれば、出せますよというお話もありました。そういった話も聞いているかどうか分かりませんが、やはり、そういう聞き取りも含めてしっかりとやっていただかないと、やはりこれをやるということになると、正直まず、バスに乗る人が誰もいないという場合は、これ失敗ですよ。満員もしくは、あふれるようになるということになると、さっき言った民業圧迫に当然なると思います。だから、どっちにしても失敗ということのおそれがある事業だと思います。だからこそ、もっと業界にしっかりと理解をしてもらうための、最初から過程をしっかりと積み上げないといけないのかなというふうに思いますし、1度すると、タクシーも夜の売上げ、今、ほとんど夜の売上げは要らないという形に聞いているので、需要があるから無理して出ている。ただし、昔と違って、今どうしても労働基準法で長く働けないので、人がいるから、どんどんタクシー動かしてくれということは難しくなっている。現状として、ここ4年間で100人くらいタクシードライバーが別府市は減っていますから、対応できないのは仕方ないですが、それにしても、結局、もう少し話し合いをしっかりとすべきだったというのが私の思いと今回、バス停を利用するっていうことで聞いていますが。

○森山委員長

森委員、もっと短めに質問事項をお願いします。自分の要望じゃなくて質疑をお願いします。

○森委員

すみません。不慣れなものですみません。バス停を利用するということですが、これは許可を得ているのか。また、バス停はそれぞれの業者があると思うので、利用料とかいうのは払うことはあるのか、教えてもらえますか。

○安部企画戦略部長

バス停については許可をいただいております。利用料については、発生しないということでございます。

○森委員

業者の選定というのは入札ということで聞いていますが、対象は市内の業者、それとも市外の業者のどちらになりますか。

○佐藤企画戦略部参事

市内の業者にしています。

○森委員

市内の業者。市内の業者ということだと、小型のバスを持っているところはかなり限られていると思います。恐らくもう3ルートそれぞれ別の会社が全部、使わないといけないうくらい業者だというふうに思いますが、それでも入札という形ですか。

○佐藤企画戦略部参事

競争の原理ということがやはり前提だと思っております。

○森山委員長

ほかにありませんか。

○塩手委員

ナイトバスに関して、ルートの間で途中乗車は可能ですか。

○佐藤企画戦略部参事

できません。

○塩手委員

できない。

○佐藤企画戦略部参事

北浜から。

○塩手委員

北浜からのみ。今後、途中乗車というのを考えたりはしないですか。

○佐藤企画戦略部参事

それは考えておりません。というのは、先ほど言った民業圧迫という問題もありますので。

○塩手委員

そしたら別府市乗車オンリーの3ルートということですか。

○佐藤企画戦略部参事

はい、そうです。

○森山委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

別に質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。初めに、議第46号令和5年度別府市一般会計補正予算(第4号)政策企画課関係部分について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

ご異議なしと認めます。よって、議第46号政策企画課関係部分については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

最後に、議第56号市長専決処分、政策企画課関係部分について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

ご異議なしと認めます。よって、議第56号市長専決処分、政策企画課関係部分については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上で、政策企画課関係議案の審査を終了いたします。休憩いたします。

(休憩) 11時12分

(再開) 11時13分

○森山委員長

再開いたします。

次に、財政課関係議案の審査を行います。

議第46号別府市一般会計補正予算(第4号)財政課関係部分について、議第55号市長専決処分(令和5年度別府市一般会計補正予算第2号)財政課関係部分及び議第56号市長専決処分(令和5年度別府市一般会計補正予算第3号)財政課関係部分について、当局から一括して説明願います。

○矢野企画戦略部次長兼財政課長

おはようございます。財政課長の矢野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。では、座って説明をさせていただきます。議第46号令和5年度別府市一般会計補正予算(第4号)財政課関係部分について、ご説明をいたします。予算書の9ページをお開きください。

上から3段目になりますけども、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加額では、1億6,689万5,000円の増額を計上しております。これは国から電力・ガス・食品等価格高騰重点支援交付金といたしまして臨時交付金が追加されるもので、今回の補正予算におきまして、プレミアム商品券発行事業に1億5,889万5,000円、商店街街路灯省エネ対策支援事業に800万円を財源として計上しております。

次に、11ページをお願いいたします。上からになりますけども、別府市財政調整基金繰入金金の追加額では4億2,112万8,000円の増額を計上しております。これは今回の補正予算におきます財源不足に対応するため、基金繰入金を追加するものでございます。

次の、湯のまち別府ふるさと応援基金繰入金金の追加額では、別府市へのふるさと納税におきまして、ツーリズムバレー構想に関する事業に対する寄附金により積み立てられた1,794万5,000円を、今回、補正予算に計上しております別府ツーリズムバレーに要する経費の財源として活用するため、基金繰入金金の追加を行うものでございます。

次の、別府市共生社会実現推進基金繰入金金の追加額では、上人ヶ浜公園南側の沿道バリアフリー整備事業における財源として、基金繰入金350万円の追加を行うものでございます。

次の、別府創生応援基金繰入金金の追加額では、企業版ふるさと納税といたしまして受け入れました寄附金を積み立てた別府創生応援基金から、別府ツーリズムバレーに要する経費におけます学生起業家育成支援事業の財源として活用するため、基金繰入金500万円の追加を行うものでございます。

次の、別府市新型コロナウイルス感染症対策思いやり基金繰入金では、新型コロナウイルス感染症対策を実施するための寄附金により積み立てられました3,008万1,000円を、令和5年度当初予算に計上しております別府市抗原検査センター開設費の財源として活用するため、基金繰入金を追加するものでございます。

続きまして、議案についてご説明をいたします。議案書の19ページをお願いいたします。議第55号市長専決処分について、における処分事項、令和5年度別府市一般会計補正予算(第2号)財政課関係部分について、でございます。25ページになりますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金といたしまして7億6,600万円を歳入予算として計上し

ております。これは前段でもご説明いたしました国の電力・ガス・食品等価格高騰重点支援地方交付金による低所得者世帯支援といたしまして、1世帯当たり3万円を給付いたします住民税非課税世帯生活支援特別給付金支援事業の財源として計上しております。

次に、28ページをお開きください。議第56号市長専決処分について、における処分事項（令和5年度別府市一般会計補正予算第3号）財政課関係部分について、でございます。34ページになりますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金といたしまして、1億9,400万円を歳入予算として計上いたしております。これにつきましても、物価高騰対策におけます生活者と事業者支援といたしまして、歳出補正予算第3号におけます燃料価格高騰対策や食料費高騰対策等の各事業の財源として計上しております。

以上で、財政課関係部分についての議案についてご説明をさせていただきました。ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○森山委員長

以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方、ご発言をお願いします。

（「なし」と発言する者あり。）

別に質疑もないようでございますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。初めに、議案第46号令和5年度別府市一般会計補正予算（第4号）財政課関係部分について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり。）

ご異議なしと認めます。よって、議第46号財政課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第55号市長専決処分財政課関係部分について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり。）

ご異議なしと認めます。よって議第55号財政課関係部分については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

最後に、議第56号市長専決処分について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり。）

ご異議なしと認めます。よって、議第56号財政課関係部分については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上で、財政課関係議案の審査を終了いたします。休憩いたします。

（休憩） 11時19分

（再開） 11分28分

○森山委員長

再開いたします。

次に、防災危機管理課関係議案の審査を行います。議第46号令和5年度別府市一般会計補正予算（第4号）防災危機管理課関係部分について、当局から説明願います。

○白石防災局長

おはようございます。防災局長をしています白石と申します。よろしくお願いをいたします。

まず、防災局の組織としましては1部1課ということで、防災危機管理課だけになっております。ここで防災危機管理課長をご紹介しますと思います。防災危機管理課長の中村です。

○中村防災危機管理課長

課長の中村です。今年度で4年目となります。今後ともよろしくお願いたします。

○白石防災局長

このたびの第2回定例会に、防災局関係としまして予算議案1件を計上させていただいております。内容等については、担当課長からご説明させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○中村防災危機管理課長

それでは、議第46号令和5年度別府市一般会計補正予算（第4号）防災危機管理課の関係部分についてご説明いたします。座ってご説明させていただきます。それでは、歳出のほうからご説明させていただきます。補正予算書の29ページをお開きください。

事業番号0536地域防災に要する経費の追加額200万円でございます。これは大規模災害発生時に自主防災組織の活動により被害の軽減につなげる目的から、一般財団法人自治総合センターに助成申請をいたしておりましたコミュニティ助成事業（地域防災組織育成助成事業）の交付決定に伴いまして、石垣地区防災士会が整備する防災資機材購入費に対して助成するものであります。自主防災組織の取り組みを強化するとともに、迅速な災害対応につなげていくものであります。石垣地区は令和4年10月30日にモデル地区の避難所運営訓練を実施した後、年間を通じて訓練や研修の取り組みを行っており、今回は電源確保のための発電機やポータブル電源、ソーラーパネル、ワンタッチテント、LEDライト、トランシーバー、折りたたみリアカー等を購入する予定でございます。続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

12ページのほうをお開きください。表の右端の説明欄の上から2行目になります。コミュニティ助成金（防災危機管理課）として200万円計上させていただいております。これは先ほどの歳出、地域防災に要する経費の追加額200万円に関する助成金でございます。

以上で、防災危機管理課関係部分の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○森山委員長

以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方はご発言を願います。

（「なし」と発言する者あり。）

別に質疑もないようでありますので、これにより採決を行います。

お諮りいたします。

議第46号令和5年度別府市一般会計補正予算（第4号）防災危機管理課関係部分について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり。）

ご異議なしと認めます。よって、議第46号防災危機管理課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、防災危機管理課関係議案の審査を終了いたします。休憩いたします。

（休憩） 11時33分

（再開） 11時34分

○森山委員長

再開いたします。

最後に、自治連携課関係議案の審査を行います。議第46号令和5年度別府市一般会計補正予算（第4号）自治連携課関係部分について、当局から説明をお願いします。

○山内市長公室長

ご審議いただく前に、改選後、初めての委員会審査になりますので、ご挨拶をさせていただきます。市長公室長の山内です。委員の皆さまには大変お世話になりますが、よろしくお願いいたします。

○溝部自治連携課長

5月15日付けの人事異動により自治連携課長となりました溝部進一です。どうぞよろしくお願いいたします。

○山内市長公室長

それでは、ご審議いただく自治連携課関係議案は課長より説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○溝部自治連携課長

説明させていただきます。議第46号令和5年度別府市一般会計補正予算（第4号）の自治連携課関係部分についてご説明いたします。まず、歳出ですが、14ページをお開きください。

一番上の段になりますが、1136事業、共同事業推進に要する経費の追加額として、コミュニティ助成金890万円を計上させていただいております。この助成金は、住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目標として、コミュニティ活動に直接、必要な備品等の整備に関する事業に対して助成されるものです。今回の補正予算には、自治会公民館におけるメガホンセット一式、パソコン、コピー機、会議室テーブルや椅子などコミュニティ活動備品の整備に対する助成金として、南立石2区自治会に190万円、桜ヶ丘自治会に230万円、堀田自治会に250万円、石垣西1丁目自治会に220万円の計4件、890万円の助成金を計上させていただいております。

なお、この経費におきましては、一般財団法人自治総合センターが実施します宝くじの社会貢献広報事業としてコミュニティ助成事業助成金の交付決定を受けておりますので、予算額の890万円は全額、12ページの歳入に計上しておりますコミュニティ助成金で賄われることとなります。

以上で、議第46号令和5年度別府市一般会計補正予算（第4号）自治連携課関係部分の説明を終わります。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

○森山委員長

以上で、当局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方はご発言をお願いします。

（「なし」と発言する者あり。）

別に質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第46号令和5年度別府市一般会計当初補正予算（第4号）自治連携課関係部分について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

ご異議なしと認めます。よって、議第46号自治連携課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、自治連携課関係議案の審査を終了いたします。休憩いたします。

(休憩) 11時44分

(再開) 11時54分

○森山委員長

再開いたします。

次に、協議事項1閉会中の継続審査の件について議題といたします。委員会の活動は、地方自治法等の定めにより、原則として議会の開会中に限られ、閉会中は、継続審査に付された事件を除き調査活動はできないことになっております。しかしながら、所管事項の中には、閉会中に引き続き、審査または調査しなければならない事件もあることから、当委員会の所管事項のうち地方創生の推進に関する事務事業については、閉会中の継続審査に付することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

ご異議なしと認めます。よって、当委員会の所管事項のうち、地方創生の推進に関する事務事業については、閉会中の継続審査に付することに決定をいたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託を受けました議案の審査は全て終了いたしました。なお、委員長報告及び会議録の作成につきましては、委員長に一任していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○泉委員

その点だけ。先ほど、議論の中で森委員が指摘をした無料化した場合の民業圧迫のくだりですね、あれはぜひとも委員長報告に入れといてほしい、これだけ要望しておきます。

○吉富委員

では私からも1つ。今の所管事務調査、1つだけ上がりましたが、総務に関してはですね、別府市の将来を決めていく企画等も入っていますし、さらに言えば、それにかかるお金が必要な財務・財産という部分に関して、調査の権限がこの委員会にはあるわけですね。ですから、そのことを考えると、今、委員長がおっしゃった継続審査の中身については、所管事務調査としてやはりもう1度、委員の皆さん方に、今日あったこの6月の議会であった中でも、やはりちょっと疑問になるというような部分は委員長のほうに申し上げて、それを事務の私たち委員会の中の調査項目として、次回の議会までにもやはり調査するべきではないかと思いますが、その辺を委員長、諮ってください。

○森山委員長

ただいま閉会中の所管事務調査について、ご発言がありました。その他、ご意見等ございませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

特にないようですので、ただいまの件については、調査時期及び調査項目については、委員長に一任していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○吉富委員

要望を踏まえてということ。要するに委員の皆さん方の意見を聞いた中で。それを1度、やはり委員会の委員の皆さん方に、こういうものが出たというような一覧表みたいなものでもいいですから出していただいて、その中からしっかり精査しなければいけないということがありますので、ぜひ委員長のほうで委員の皆さま方の意見を集約して、それをもう1回、皆さま方に回してください。

○森山委員長

はい、分かりました。ほかにありませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

ほかにないようですので、ただいまの意見については、調査時期及び調査項目については、委員長に一任していくけれども、皆さん方に意見を聞きながら進めていきたいと、このように思います。よって、所管事務調査に関することにつきましては、そのようにしたいと思いますので、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

これ.をもちまして、総務企画委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

○閉議：12時09分